

# 今後の障害福祉施策のゆくえ 障害者総合支援法の制定にむけて

NPO法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局長  
日本知的障害者福祉協会政策委員会副委員長  
(社福)藤沢育成会湘南セシリア施設長 河原雄一

# これから地域で起きること

## 改正自立支援法の相談体制について



## これから地域で起きること

- ① サービス利用計画の対象者が3年間で全員になるということは、入所・通所の事業所を利用している人も対象になる。大幅な対象者の拡大である。(直近で、3000件弱のサービス利用計画支給決定者が59万人に拡大)
- ② 相談支援事業所・サービス提供事業所の今まで以上の組織間の連携が求められることである。
- ③ このことは、相談支援専門員・サービス管理責任者・支援員等人の連携も今まで以上に求められることである。
- ④ このことは、相談支援専門員が作成する「サービス利用計画」と事業所で作成している「個別支援計画書」との整合性や連携・調整が今まで以上に必要になることである。
- ⑤ 対象者の拡大で、相談支援従事者の人材を増やす必要がある。同時に専門性や質を担保する仕組みが課題。

## 課題2: 相談支援の提供体制の整備と質の確保

### ① 各市町の相談支援体制の再整備

#### ○ 委託相談支援事業所と特定指定相談支援事業所等との役割分担。

- 例えば・・・「市町からの計画相談の依頼を委託相談支援事業所がワンストップで受ける。その後、特定指定事業所にオーダーを入れながら、双方の事業所が連携を取る。連携を取る中で、委託事業所の相談員が、特定指定の相談員へのアドバイスを行う。」
- 例えば、「委託相談事業所が、基幹相談支援センターに機能を再編し、特定指定事業所と連携をとる。」
- 等等・・・。

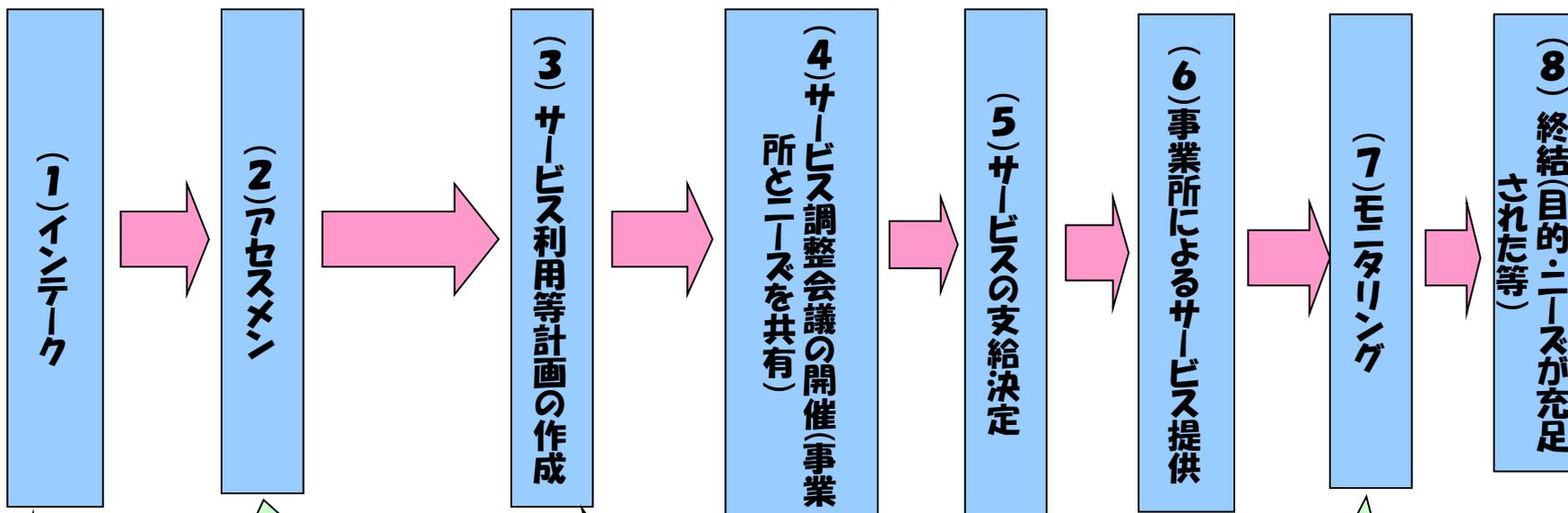
### ② 対象者の拡大・支給決定の市町のローカル・ルールの検討

- 計画相談をどのようなペースで増やすか（障害福祉計画）
- 計画相談に関わるツールをどうするか。

## ②人材の育成

- 計画相談を実施するにあたり、相談支援専門員の研修は受けたが、全く相談支援を行っていない初心者が増大する事への対応策を検討する必要がある。
- ・ケアマネジメントの展開と各プロセスごとのポイントを研修すべき。面接時の聴き取り方法・アセスメント・計画作成のポイント等
- ・計画相談に関わるツールの整備。国等が示した計画書案では、覚える事、書き込むことが多くて、今後増える件数に対処できない可能性が高い。
- ・各市町で、相談支援専門員のレベルを上げるため、定期的な研修の実施。（モニタリング・事例検討・スーパーバイズ）

# 相談支援専門員によるケアマネジメントプロセスと必要なツール



- ・相談受付表
- ・フェイスシート(利用者情報表)

(現行の仕組みで使用できるアセスメントツール)

- ・障害区分認定調査表
- ・医師意見書
- ・概況調査表
- ・週間予定表...

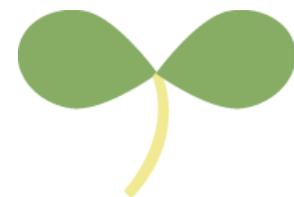
☆または、計画作成に必要なアセスメントツールを独自に作る。

- ・サービス利用計画表
- ・週間予定表
- ・支援経過記録

- ・サービス調整会議表
- ・フェイスシート
- ・アセスメント表
- ・サービス計画利用表等

- ・モニタリング表
- ・支援経過記録
- ・サービス利用計画表

# 障害者総合支援法制定に向けた課題を検証する



# 自民党への障害者総合支援法案に対する要望 ～平成24年3月30日日本知的障害者福祉協会～

## ○障害者総合支援法案の制定にあたって

1. 障害者総合福祉部会の骨格提言を可能な限り尊重するようお願いいたします。
2. 法第5条に規定されている各障害福祉サービスの目的条項のなかに、障害者の「意思決定の支援」を加えていただくようお願いいたします。
3. 生活介護事業について、重度障害者にあっても、生活上の介護のみならず、自己実現や社会参加のための支援が行われていることから、法第5条以降に規定されている「生活介護」という名称を見直していただくようお願いいたします。

## ○法施行後3年後の見直しにあたって

1. 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方の検討にあたっては、意思決定支援を必要とする障害者が安心してサービスを利用できるよう、ケアマネジメントの仕組みや客観的な尺度の創設等、十分な検討を行っていただくようお願いいたします。
2. 障害福祉サービスの見直しにあわせて、訓練等給付と介護給付を一本化していただくようお願いいたします。
3. 施行後3年後の見直しにあたっては、見直しまでのロードマップを示していただくとともに、関係団体との協議が行われるようお願いいたします。

## **(新たな支給決定プロセスの提案)**

### **1) 諸外国とわが国の制度を比較した課題**

**諸外国の支給決定プロセスとわが国の制度比較した場合、次の点が課題として上げられる。**

**・スウェーデン・イギリスなどは、社会福祉を専門とする行政職が支給決定の権限を持っているが、日本の現状としては障害福祉に関わる行政担当者は、障害福祉の専門職と限らない。**

**・今回の調査では、韓国を除く、諸外国は、支給決定にあたる行政の専門職（査定員）が障害当事者それぞれの実情に伴い、利用者のアセスメントを実施し、アセスメントの内容は様々であるが、基本的には、専門職が障害当事者の生活全般にわたる調査を実施していることが分かった。日本の障害者自立支援法では、細かい機能障害・能力評価を中心に障害者の状態を調査している点と異なる。また、日本のように、障害程度区分の専門の研修を受けた者が実施する「認定調査員」のような制度が見当たらない。**

# 障害者総合支援法制定に向けた課題

## (1) 支給決定プロセスの在り方

- ① サービスを受ける仕組み全般の検討。
- ② 法第4条の4項と法第22条関係の検討。
- ③ 医学モデルから社会モデルへの転換。
- ④ 協議調整モデルは？

## (2) 障害支援区分

- ① 障害程度区分に替わる、支援の必要性を導き出すための方法・スケールは？
- ② 支給決定プロセスにおける障害支援区分の位置づけ、使われ方は・・・？
- ③ 三障害共通のスケールか？

# 【4月13日民主・自民・公明党修整案】

## （第四条第四項関係）

・「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとする。

## 【4月13日民主・自民・公明党修整案】

### 1・施行期日

第一の五(障害支援区分)及び六(地域移行支援)は平成二十六年四月一日から、その他の部分は平成二十五年四月一日から施行すること。

### 2・適切な障害支援区分の認定のための措置

政府は、第一の五の障害支援区分の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、第一の五の厚生労働省令で定める区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする

### 3・検討

政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える内容に、第一の五の障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方を加えること。

# 障害者総合支援法制定に向けた課題

## (3) サービス体系のあり方。

- ① 介護給付と訓練等給付は新法でも継続？
- ② 介護給付の「介護」の名称の見直しは可能なのか？
- ③ GH・CHが一元化された場合はどの給付になるのか？

## ④ 就労支援の在り方

- ・ 障害者権利条約・ILOの勧告に沿って整理するのか。福祉的支援を受けながら「働く場」の活動の重要性を再検討。言葉と実態の整理が必要と思われる。

**【留意すべき事項】（民主党障がい者WT意見より）**

### ○障害者の就労の支援の在り方の検討

- ・ 法に基づく障害者の就労支援の在り方の検討に併せ、労働法規の適用も含め、多様な就業の機会の確保のための方策についても、障害者の一般就労を更に促進する観点から検討すべきこと。

## (4) 意思決定支援

- ・ 知的障害児者の意思決定を具体的にどのような形で実現し実施するのか。

# 障害程度区分の見直しについて

2009年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部資料から

## 2009年7月障害程度区分の名称・定義の見直し案から

### 現行（第4条第4項）

この法律において、「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

### 見直し案（同）

この法律において、「障害支援区分」とは、障害者等の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

- 障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の必要量を示す区分であることが分かりにくいいため、法律上の規定を見直し。
- 法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても特性を踏まえて抜本的に見直す。
- 支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境等を勘案することは、従来どおり。さらに、サービス利用計画の案を勘案して支給決定するよう見直す。※障害程度区分により、個々人の支援の量を制限することを意図しているものではない。

# 支給決定プロセスの見直し

## <支給決定の勘案事項(法22条)>

- 障害程度区分
- 介護を行う者の状況
- サービスの利用に関する意向
- その他の省令で定める事項
  - ・ 障害者の置かれている環境 等

## 支給決定

(サービスの種類と支給量)

## <障害程度区分(法4条4項)>

障害者の  
心身の状態

標準的な  
支援の度合

見直し

### ① 名称・定義を見直し(法改正)

(名称を「障害支援区分」に。)

(定義中に「障害特性」を明示→「…障害特性その他の心身の状態に応じて…」)

### ② 障害特性が十分反映されるよう、ゼロから見直し。

(そのための検討の場を設置。)

見直し

### 勘案事項を明確化・充実

① 「障害者の置かれている環境」を法律に規定。(法改正)

② 支給決定の前に具体的な「サービス利用計画案」を作成し、勘案事項とする。(法改正)

→ 個々の障害者の事情を、より支給決定に反映できるようにする。

**厚生労働省平成22年度障害者総合福祉推進事業  
支給決定プロセスに係る海外実態に関する調査  
～新たな支給決定プロセスの提案研究報告書抜粋～  
(日本知的障害者福祉協会)**

## **(2) 新たな支給決定プロセスの提案**

### **1) 諸外国とわが国の制度を比較した課題**

**諸外国の支給決定プロセスとわが国の制度比較した場合、次の点が課題として上げられる。**

**・スウェーデン・イギリスなどは、社会福祉を専門とする行政職が支給決定の権限を持っているが、日本の現状としては障害福祉に関わる行政担当者は、障害福祉の専門職と限らない。**

**・今回の調査では、韓国を除く、諸外国は、支給決定にあたる行政の専門職（査定員）が障害当事者それぞれの実情に伴い、利用者のアセスメントを実施し、アセスメントの内容は様々であるが、基本的には、専門職が障害当事者の生活全般にわたる調査を実施していることが分かった。日本の障害者自立支援法では、細かい機能障害・能力評価を中心に障害者の状態を調査している点と異なる。また、日本のように、障害程度区分の専門の研修を受けた者が実施する「認定調査員」のような制度が見当たらない。**

・五カ国の比較で述べたように、長期的には、本人主体の理念が実現して、本人の参加が可能になる支給決定に向かうことが望ましいが、そのためには、本人主体の考え方、知的障害者に対する地域社会の特に社会参加に関する理解、知的障害の特性、問題、地域資源、地域社会でのサービス・ネットワークなどに詳しい専門家の育成が必要である。

・現時点では、その方向への一つの条件作りとして、支援尺度などの道具を用い、それによって支えられながら、学ぶことが重要であると思う。しかし、尺度はあくまで補助であって、本人と専門家との話し合い、情報の交換を第一に考えるべきである。

## **2) 日本における新たな支給決定プロセスの提案（知的障害を中心に）**

**これまでの先行研究及び諸外国の支給決定プロセスを参考に、新たな日本における新たな支給決定プロセスは、次を考慮した。**

### **（提案の主旨）**

- ・サービスを希望する障害者が主体であり、障害当事者のニーズに基づく支給決定であること。**
- ・障害を機能障害と狭くとらえる「医学モデル」から、社会での生きにくさを中心とらえる「社会モデル」に立った考え方であること。**
- ・障害当事者による「セルフマネジメント」と合わせて、意思決定が困難な障害者に対し、専門的かつ継続的な支援が実施されるよう、当事者・関係者が協働してサービスが受けられる「ケアマネジメント」の手法も取り入れる必要があること。**

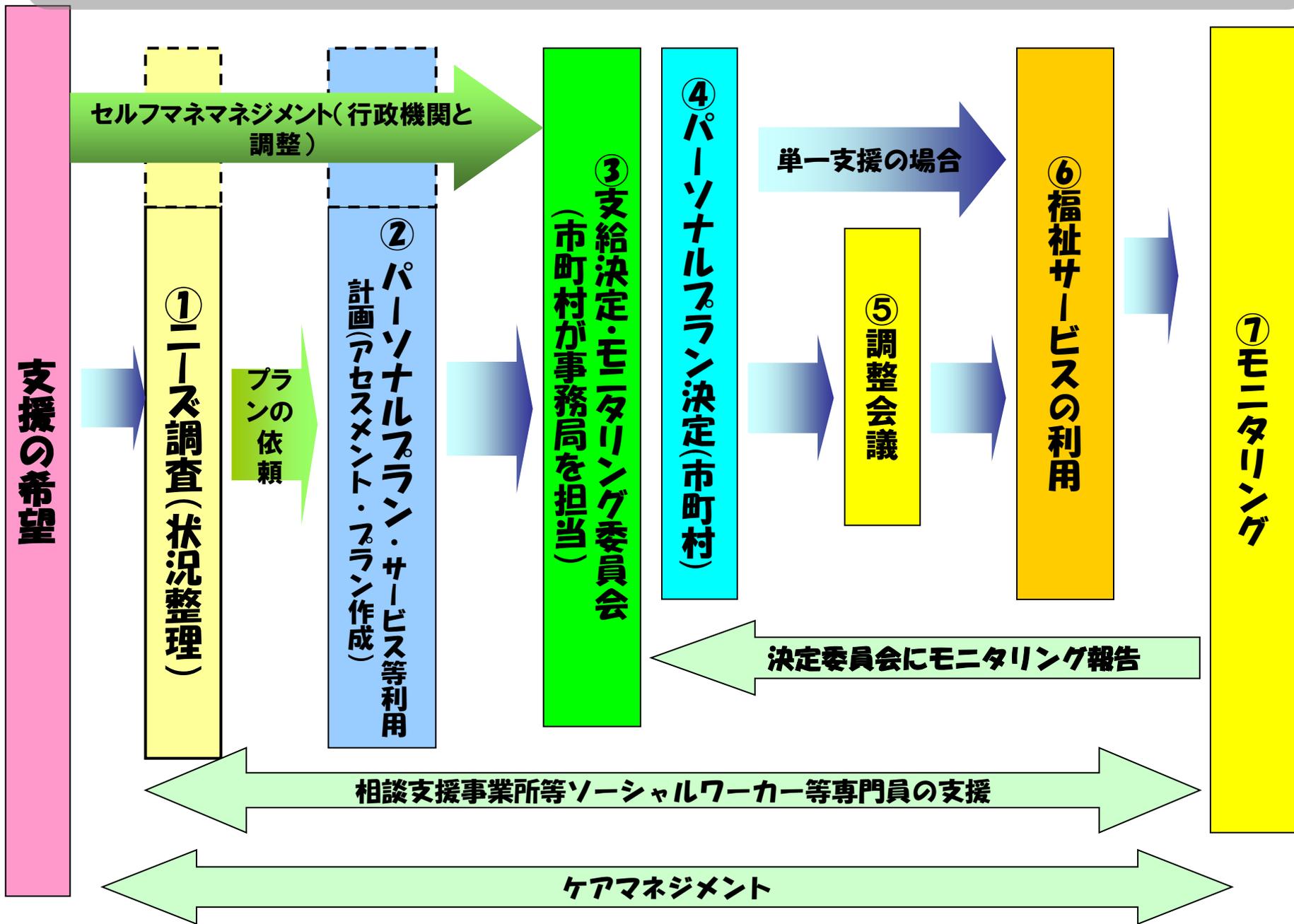
- ・わが国では、諸外国のように支給決定にかかわる行政の専門職の配置がなされていないため、「社会福祉主事任用資格を有する行政担当者その他、社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員・障害当事者をよく知る人」が、障害当事者のニーズを把握し、継続的な支援を担うこと。
- ・ニーズを把握し支援の必要性を知るためには、共通のアセスメントツールが必要であること。
- ・支給決定にあたり、都道府県・市区町村の役割・関与・権限の明確化が必要であること。
- ・この支給決定プロセスでは、障害当事者のニーズを中心に「本人を中心としたパーソナルプラン(仮称)」を作成し、福祉サービスの提供が受けられる仕組みが必要であること。
- ・市区町村の行政機関は、パーソナルプランを決定するための権限を持つこと。

**(障害当事者の継続した支援に誰があたるか)**

**・ ニーズ調査やプラン作成にあたっては、諸外国のように行政の専門職をわが国では配置していない。障害当事者のニーズを継続的・専門的に担う人の提案としては、既存の専門資格を活かし、かつ、障害当事者をよく知る人など幅広い人が必要と考えた。**

**・ そのため、ニーズ調査やプラン作成にあたっては、「支援を希望する障害当事者・社会福祉主事任用資格等を有する行政担当者（以下「行政担当者」という）・社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員等の専門職（以下「専門職」という）・障害当事者間のピアカウンセラー・家族・福祉従事者・その他支援者（以下「本人を良く理解している支援者等」等という）」が障害当事者・家族と協働して実施することが適切と思われる。専門職は、指定を受けた相談支援事業所、サービス提供事業所に原則、所属する。また、行政機関との各専門職等の役割を明確にすることから、これら事業所に配属された専門職は、行政機関からの委嘱を受けることとする。「本人を良く理解している支援者等」のうち障害当事者間のピアカウンセラー・福祉従事者についても、一定の要件を満たした場合は、行政機関からの委嘱を受けることとする。その他支援者、家族は原則、行政機関や専門職の担当者の協力を得て実施することができることとする。**

# 日本における新たな支援内容決定プロセス



# 支給決定プロセスの今後の課題～政策委員会まとめ：キーワードは環境～

## (第4条4項)

障害に多様な特性⇒これを反映させる調査内容。

その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合い

⇒これが反映される調査内容の検討……

※環境的な要因をどのように盛り込むか。

## (第21条)

○障害支援区分を審査・判定するにあたり、調査結果以外に反映する内容の検討。⇒現行：医師意見書・B1・B2項目・特記……の仕組みをどうするか……環境的な要因をどう上手に盛り込ませるか。

## (第22条)

○市町村が環境要因等を勘案するための、参考的なアセスメントのマニュアルの作成の検討を実施するか。

○サービス計画を支給決定に十分反映できる考え方を市町村に徹底させる方法の検討。

※上手に環境が配慮される内容を区分認定や支給決定のプロセスに入れる方法を検討する。